

平成31年2月22日

本部各部課長  
各警察署長 殿

三重県警察本部長

自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要領の制定について（例規通達）

対号 自動車運転代行業者に対する立入検査等  
実施要領の制定について（例規通達・平成  
17年2月17日（交企）第3号）

自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要領については、対号通達に基づき運用しているところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）等の改正により、自動車運転代行業の事務・権限が国土交通大臣から都道府県知事に移譲されたことから、自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要領を改正し、別添のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

## 別添

### 自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要領

#### 第1 趣旨

この自動車運転代行業者に対する立入検査等実施要領（以下「実施要領」という。）は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づく立入検査等を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の意義

- 1 この実施要領において、「自動車運転代行業者等」とは、法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者及び法第4条の認定を受けずに自動車運転代行業を営む者をいう。
- 2 この実施要領において、「立入検査等」とは、法第21条第1項の規定に基づき、自動車運転代行業者等に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員が営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することをいう。

#### 第3 報告又は資料の提出要求

##### 1 報告又は資料の提出要求の要件

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）及び自動車運転代行業者等の主たる営業所等の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、自動車運転代行業者等に対し、その業務に関する報告又は資料の提出を求めるものとする。

- (1) 帳簿の備付け状況、記載状況等を確認する必要があるとき。
- (2) 当該自動車運転代行業者等の営業実態を把握するために必要があるとき。
- (3) その他自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保する必要があるとき。

##### 2 事前協議

署長及び交通企画課長（以下「署長等」という。）は、自動車運転代行業者等に対し、前記1の報告又は資料の提出を求めるときは、相互に事前協議すること。

##### 3 結果報告

署長等は、自動車運転代行業者等から、報告又は資料の提出があったときは、報告・資料提出受理報告書（様式第1）に必要な資料を添付して、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）宛て報告すること。

##### 4 要求を拒否されたときの措置

署長等は、自動車運転代行業者等が正当な理由なく報告又は資料の提出を拒否したとき及び虚偽の内容の報告又は資料の提出をしたときは、速やかに公安委員会宛て報告すること。

#### 第4 立入検査

##### 1 立入検査担当者の指定

署長等は、所属する警察職員のうち自動車運転代行業に関する事務を担当する者の中から、

原則として3名の立入検査担当者を指定し、立入検査担当者指定報告書（様式第2）により公安委員会宛て報告すること。この場合、交通企画課長は、立入検査担当者指定簿（様式第3）に指定を受けた警察職員の氏名等を登載しておくこと。

## 2 証票の管理等

法第21条第3項及び三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年三重県公安委員会規則第3号）第10条の規定に基づく立入検査担当者の身分を示す証票（以下「証票」という。）の管理は、次のとおりとする。

### (1) 作成

証票は、交通部交通企画課において作成する。

### (2) 保管取扱責任者

交通部交通企画課次長及び警察署の副署長又は交通官を保管取扱責任者とし、証票の適正な保管及び取扱いに努めること。

## 3 立入検査担当者の解除等

署長等は、立入検査担当者の指定に変更が生じた場合又は証票の記載事項を変更する必要がある場合には、当該担当者の指定を解除し、立入検査担当者指定解除報告書（様式第4）により公安委員会宛て報告するとともに、速やかに指定を解除した担当者の証票を交通企画課長宛て返納し、新たな立入検査担当者を指定すること。

なお、交通企画課長は、立入検査担当者指定簿に指定解除の旨を記録しておくこと。

## 4 立入検査の実施

### (1) 要件

署長等は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、自動車運転代行業者等の営業所を対象に、法第21条第1項の規定に基づく立入検査を実施するものとする。

ア 新たに営業を開始した営業所について、営業実態を把握するために必要があるとき。

イ 行政処分を受けた自動車運転代行業者等について、その後の状況を調査し、又は確認するために必要があるとき。

ウ 自動車運転代行業者等から報告を受けた事項又は提出を受けた資料の内容に疑義があるとき。

エ その他自動車運転代行業の適正な運営を確保するために必要があるとき。

### (2) 要領

#### ア 立入検査実施者の選定

署長等は、立入検査を実施するときは、あらかじめ立入検査担当者の中から立入検査実施者を選定すること。

#### イ 三重県職員との連携等

署長等は、立入検査を効果的に行うため、三重県担当課と連携の上、原則として、三重県担当課との合同による立入検査を実施すること。

ウ 自動車運転代行業者等との面接

立入検査に当たっては、原則として、自動車運転代行業を営む者又は直接経営に携わっている責任者等と面接の上実施すること。

エ 調査

立入検査に当たっては、自動車運転代行業立入検査調査票（様式第5）により行い、検査結果を記録しておくこと。

(3) 結果報告

署長等は、立入検査を実施したときは、立入検査実施結果報告書（様式第6）により公安委員会宛て報告すること。

5 立入検査を拒否されたときの措置

署長等は、自動車運転代行業者等が正当な理由なく立入検査を拒否したときは、その状況を速やかに公安委員会宛て報告すること。

6 立入検査に当たっての留意事項

(1) 立入検査は、犯罪捜査目的や他の行政目的のために行わないこと。

(2) 立入検査を実施する際は、証票を携帯し、必ず相手方に提示すること。

(3) 立入検査に際し、相手方に質問するときは、真に必要な事項にとどめ、不必要な言動は避けること。

第5 法令違反発見時の措置

署長等は、立入検査等において法令違反を発見したときは、事実認定に必要な証拠等を保全するとともに、速やかに刑事処分手続、行政処分手続等所要の措置を講ずること。

様式第 1

年 月 日

三重県公安委員会 殿

所 属 長

報告・資料提出受理報告書

自動車運転代行業の業務に関する法律第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、自動車運転代行業者から報告・資料の提出を受けたので、下記のとおり報告する。

記

当該要求に係る自動車運転代行業者	住 所			
	氏名又は名称		認定番号	
	代 表 者			
受 理 日	年 月 日			
報告事項又は提出を受けた資料				
備 考				

様式第2

年 月 日

三重県公安委員会 殿

所 属 長

立入検査担当者指定報告書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条の規定に基づく立入検査担当者を指定したので、下記のとおり報告する。

記

職 名	階 級	氏名 (ふりがな) 生 年 月 日	職員番号	指 定 日



様式第4

年 月 日

三重県公安委員会 殿

所 属 長

立入検査担当者指定解除報告書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条の規定に基づき立入検査担当者に指定した者の指定を解除したので、下記のとおり報告する。

記

指定番号	職 名	階 級	氏名 (ふりがな) 生 年 月 日	職員番号	指定解除日



様式第5

自動車運転代行業立入検査調査票					
自動車運転代行業者等	氏名又は名称				
	営業所名		認定番号		
検査事項 (条項)		検査 (指導) 要点		検査結果	
1	申請書等虚偽記載 (5①)	認定申請時における記載内容と営業実態に相違はないか。 ※ 記載事項 安全運転管理者等の選任、名称、営業所の不存在、車両等、役員名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	※ 虚偽事項	
2	認定証掲示義務 (6)	認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
3	認定事項変更届出義務 (8①)	認定申請の記載事項に変更があったときの届出を怠っていないか。 ※ 営業所の名称、安全運転管理者、法人の役員、随伴用自動車、損害賠償措置等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	※ 要変更事項	
4	認定証返納義務 (9①②)	認定を受けた者が、廃業、取消、再交付後の発見、死亡、法人合併による消滅があったときの返納を怠っていないか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	※ 返納事項	
5	名義貸しの禁止 (10)	他人に申請者の名義をもって営業させていないか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
6	料金掲示義務 (11) (三重県所管)	料金を利用者に見やすいように営業所に掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
7	損害賠償措置義務 (12) (三重県所管)	保険、共済組合の締結切れや途中解約されていないか。 ※ 任意保険も確認する。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
8	約款掲示・変更届出義務 (13) (三重県所管)	約款を利用者に見やすいように営業所に掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	----- <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
		変更した場合の届出を怠っていないか。			
9	運転代行業務の従事制限 (14)	法第3条第1号から第4号までのいずれかに該当する者を代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務に従事させてはいないか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	※ 該当者	
10	役務提供条件説明義務 (15) (三重県所管)	業者名、代行料金等の書面を交付できるように備えているか。 ※ 代行サービスを提供するときは、料金等を説明しなければならない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
11	代行運転自動車標識表示義務 (16)	代行運転自動車標識を表示できるように備えているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
12	随伴用自動車表示義務 (17) (三重県所管)	随伴用自動車に、業者の名称、記号、認定番号等を表示しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

検査事項 (条項)		検査 (指導) 要点	検査結果
13	利用者の利益保護に関する指導義務 (18) (三重県所管)	自動車運転代行業務従事者に対し、料金の收受方法、代行運転役務の提供の条件の説明方法を指導し、その内容を記載した帳簿を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ※ 指摘事項
14	安全運転管理者等の選任義務 (道74の3①④)	営業所ごとに安全運転管理者を、随伴用自動車10台を超える毎に副安全運転管理者1人を選任しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
15	安全運転管理者等の業務・講習受講義務 (道74の3②⑦⑧)	交通安全教育、運行計画の作成等の業務が行われているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		安全運転管理者等に対する法定講習を受講させているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
16	自動車使用者等の義務 (道75①)	代行業務に関し、速度、過労運転、駐停車違反を行い、又は命じ若しくは容認しているおそれはないか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
17	帳簿等の備付け義務 (20)	従事者名簿(三重県と共管) 運転代行業務従事者の名簿を備え付け、必要事項を記載しているか。 ※ 記載事項等 氏名、住所、生年月日、従事者となった年月日、顔写真、免許の種類、免許証番号及び有効期間の末日	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ※ 不備の内容
		従事者の誓約書面 運転代行業務の従事者が法第3条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約した書面を備えているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ※ 不足数 人中 人不足
		乗務記録(三重県と共管) 乗務記録を運転代行業務従事者ごとに備え付け、必要事項を記載しているか。 ※ 記載事項 始業・終業の日時、運転車両、運転距離、随伴の従事者名、料金額等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ※ 不備の内容
		苦情処理簿(三重県所管) 苦情処理簿を備え付け、苦情があった場合に必要事項を記載しているか。 ※ 記載事項 苦情の申出者の氏名、連絡先、苦情の内容、改善措置等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ※ 不備の内容

検査事項 (条項)		検査 (指導) 要点	検査結果
18	立入検査拒否 (21①②)	立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避されたか。	<input type="checkbox"/> されない。 <input type="checkbox"/> された。 ※ 拒否の理由等
指導・改善事項			
今後の措置・方針内容			
<input type="checkbox"/> 報告・資料提出 要・不要 <input type="checkbox"/> 再立入検査 要・不要 <input type="checkbox"/> 行政処分 要・不要 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
調査事項	調査		結果
代行業者関係	代行業以外の事業の兼業の有無 (業種 )		有 無
従事者関係	<input type="checkbox"/> 総数 人 (うち専従 人、アルバイト 人) <input type="checkbox"/> 二種免許取得者 人 (うち専従 人、アルバイト 人)		
随伴用自動車関係	<input type="checkbox"/> 総数 台 (うち業者の所有 台、アルバイト持込 台) ・車種 ～ 普通自動車 台、軽自動車 台、その他 台 <input type="checkbox"/> 待機場所を確保しているか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 ・確保状況(場所、台数等)		
料金関係	<input type="checkbox"/> 料金の算出方法 ・専用の料金メーターにより算出 ・自動車の走行積算メーターにより算出 ・メーターは使用せず営業所において事前に決定 ・その他  <input type="checkbox"/> 基本料金 ・距離制 $\left( \begin{array}{l} \text{初乗り } \text{km} \text{ まで } \text{円} \\ \text{その後 } \text{m} \text{ ごとに } \text{円} \end{array} \right)$ ・時間制 分(時間)ごとに 円  ・時間、距離併用制 $\left( \begin{array}{l} \text{初乗り } \text{km} \text{ まで } \text{円} \\ \text{その後 } \text{m} \text{ ごとに } \text{円} \\ \text{時速 } \text{km} \text{ 以下のとき} \\ \text{秒ごとに } \text{円} \end{array} \right)$  ・目的地別の定額制 ・その他  <input type="checkbox"/> 特別料金を定めている場合は、その概要		

(注) 検査事項 (条項) の「道」は、道路交通法 (昭和35年法律第105号) を示す。

様式第 6

年 月 日

三重県公安委員会 殿

所 属 長

立入検査実施結果報告書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 1 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施した結果について、下記のとおり報告する。

記

実施年月日			
立入検査を実施した 自動車運転代行業者	住 所		
	氏名又は名称	認定番号	
	立入検査を行った営業所		
立入検査の立会人 (役職等)			
立入検査実施者			
検査結果 (指導事項等)			
法令違反等を認めた 場合における今後の 方針、措置等			
備 考			